

<一般委託>

(仮称)横須賀市近代遺産ガイダンスセンター展示製作業務委託(一般委託)仕様書

(仮称)横須賀市近代遺産ガイダンスセンター展示製作業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	ペリー来航から始まる横須賀の近現代の歴史を始め、文化、技術、更には観光スポットを広く市内外に発信して興味を持ってもらい、現地を周遊してもらえるような誘う施設として、旧横須賀製鉄所の副首長官舎「ティボディエ邸」を現代工法で再現する(仮称)横須賀市近代遺産ガイダンスセンターの展示製作を実施及び設置するため。
2	履行期間	契約日から令和2年(2020年)10月31日
3	施行場所	横須賀市汐入町1丁目1-1
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	別紙のとおり
7	資格要件	(1)平成26年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した常設展示面積100㎡以上で歴史人文系展示施設において什器造作・展示電気(展示のための照明、配線設置等)・AV機器・資料展示・情報映像コンテンツ制作等を含む総合的な展示製作業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績が有ること。 (2)博物館法第5条で定める博物館学芸員有資格者を配置できる体制であること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課 計画推進担当 新野 勉 046-822-9478

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## (仮称) 横須賀市近代遺産ガイダンスセンター展示製作詳細仕様書

### 1 委託業務名

(仮称) 横須賀市近代遺産ガイダンスセンター展示製作業務

### 2 適用

この仕様書は、横須賀市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する令和元年度(仮称)横須賀市近代遺産ガイダンスセンター(以下「ガイダンスセンター」という。)展示製作業務委託(以下「本業務」という。)の履行に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、ガイダンスセンター建設工事及び外構工事など本業務に関連する建築施工業者並びに工事監理者(以下「丙」という。)との密接な連携が必要になることも申し添えておく。

### 3 目的

日本近代化の礎となった横須賀の歴史を伝える中核拠点として、ヴェルニー公園内にティポディエ邸を活用したガイダンスセンターを整備し、併せて日本遺産構成文化財を始めとした市内に点在する近代の歴史遺産などをサテライトとして位置づけ、横須賀市内全体を軍港資料館と捉えたルートミュージアムを構築するのにあたり、当該中核拠点の新築に係る展示室等該当範囲の展示製作を行うことを目的とする。

なお、展示製作については、令和元年度に作成の「(仮称)横須賀市近代遺産ガイダンスセンター内装及び展示実施設計図書」に基づき、実施するものとする。

### 4 関係法令

本業務の実施にあたっては本仕様書及び別添特記仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 契約規則(平成19年3月30日規則第22号)
- (2) 横須賀市個人情報保護条例(平成5年条例第4号)
- (3) 横須賀市個人情報保護条例施行規則(平成5年規則第45号)
- (4) その他関係法令

### 5 資料管理及び情報保護対策

本業務において、必要に応じて甲あるいは甲を通じて第三者より貸与される資料がある場合については、乙はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故がないように取り扱うものとする。

## 6 作業計画及び作業の打合せ

本業務の実施にあたり、乙は次の書類を甲に提出し承認を得るものとする。

また、本業務実施期間中においても、随時、乙は甲に作業の進捗状況を報告し、必要に応じて甲に報告書を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) その他甲の指示する書類

なお、乙は、本業務実施前及び実施期間中に甲および丙との打合せを密に行うとともに、詳細な点については、更に緊密な連絡を保ちながら作業するものとする。

また、乙は本業務打合せの記録簿を5部作成し、甲に3部提出し、乙は1部保管、丙に1部提供するものとする。

## 7 秘密の保持

乙は、在職中はもとより退職後といえども、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

## 8 事故報告

乙は、本業務遂行中に生じた諸事故に対し一切の責任を負うものとする。

また、万一諸事故が発生した場合には、発生原因、経過及び被害内容等の状況を直ちに甲に報告するものとする。

## 9 損害賠償

乙は、本業務遂行中に甲及び第三者に与えた損害並びに第三者から受けた損害については、すべて乙の責任において処理解決するものとする。

## 10 業務実施計画及び完了検査

本業務を実施するに当たり、乙は、展示製作を履行期限内に遅滞なく終了させるために業務実施計画を立案し、工程管理のための作業工程表を作成して、適切な工程管理を行わなければならない。

乙は、本業務の工程毎に甲に報告の上、承認を得るものとし、また業務完了後に甲の検査を受けるものとする。

なお、甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

乙は、本業務を完了したときには、遅滞なく甲に対して完了届を提出するものとする。

11 品質管理

本業務を遂行するに当たり、乙は適正な品質管理を行い、主要作業工程の終了後には精度管理表を作成して、その品質管理に努めなければならない。

12 成果品の帰属等

本業務の成果品及び著作権については、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

13 誤りの修正義務

本仕様書の定めに適合しないものとして誤りが発見されたときは、乙の責任において成果品納品前までに速やかに修正するものとし、これに要する経費はすべて乙の負担とする。

14 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義を生じた場合は、速やかに甲に申し出るものとし、甲乙協議するものとする。

15 再委託

乙は、本業務において第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、ガイダンスシアターのVRデジタルコンテンツ映像を始めとする映像・音響ソフト制作については、甲の「ルートミュージアム構築によるにぎわい創出事業 VR等活用業務」における公募型プロポーザルにて選定された事業者（以下「丁」という。）に、甲が当該VRデジタルコンテンツ映像の使用許諾を得たうえで、乙及び丁が連携して制作することとする。

16 学識経験者等の監修

乙は、本業務において、甲が指定する学識経験者等の監修を受けるとともに承認を得ること。

なお、学識経験者の打ち合わせ等、監修に係る費用は乙が負担することとする。

17 施設の要件

建設場所 神奈川県横須賀市汐入町1丁目1-1地内

延床面積 221.97m<sup>2</sup>

基本機能 観光交流機能

用途地域及び地区の指定

第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%

高さ制限

第1種高度規制

## 18 業務内容

該当エリアの展示の製作・設置を行うものとする。また VR コンテンツの製作とともに投影調整を行うものとする。なお、本業務の実施にあたっては、丙との調整も図りながら製作設置を行うものとする

展示造作（空間・什器等）の製作設置

展示具の製作設置

映像音響設備の設置

展示に係る電気・照明設備

模型・複製製作（上部トラスを含む）

グラフィック制作

映像・音響ソフト制作（VR コンテンツ制作を含む）

情報コンテンツ制作

実物資料に係る設置等

演示具製作

上記に係る丙との調整

## 19 業務履行期間

業務委託契約締結の日から令和2年10月31日まで

（ガイダンスセンター建築工事の進捗等によっては期間延長の可能性有り）

## 20 成果品

項目	必要数
竣工図書	3部
竣工写真	3部
上記の電子データ（PDF及びJPG、TIF）	一式
打合せ記録簿	一式

## 21 履行（納入）場所

横須賀市汐入町1丁目1-1 ヴェルニー公園内

## 22 その他

本業務遂行は当該仕様書によるが、記載のない事項や質疑については、甲と乙が協議のうえ、決定すること。

本業務終了後の資料については、原則として甲が使用する権限を有する。

横須賀市立横須賀総合高等学校内に保存しているティボディ工邸の建築部材のうち、木トラス（3セット分で1セット約1トン）及び木骨れんが壁の一部を原寸大での展示を行うこととしているため、特に輸送及び設置の安全性及びスケジュールに留意すること。

木トラス及び木骨れんが壁の一部の展示物設置に伴う作業は、設置作業時の安全性及び設置後の安全性確保の観点から、建設業法による登録を受けたものが行うこと。なお、建設業法による建設工事の種類は建築一式工事とする。

入札条件要望のとおり、博物館法第5条で定める博物館学芸員有資格者を配置できる体制であることを証するため、契約後すみやかに本事業に従事する人員の証明書類等を提出すること。

23 担当

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課（計画推進担当）

新野 勉

高田一輝

電話 046-822-9478（直通）

FAX 046-824-3277

E-Mail cup-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

以上